

10 月から後期高齢者医療保険の保険証が新しくなります

■ 10 月 1 日から保険証が新しくなります

- ・ 9 月 30 日までに簡易書留郵便でお届けします
- ・ 保険証はなくさないよう大切に扱きましょう

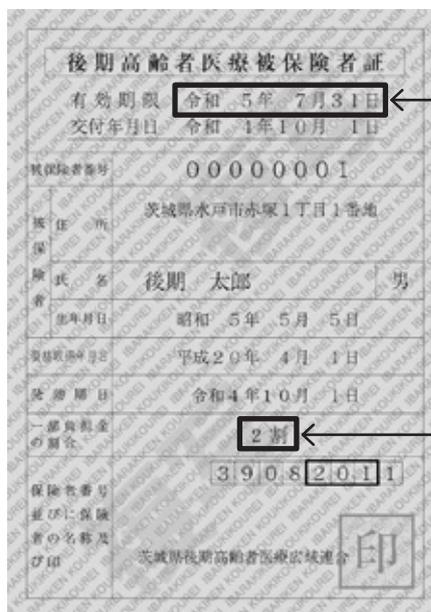
■ 新しい保険証の記載内容を必ず確認してください

- ・ 保険料の滞納があると、通常より有効期限が短い保険証が発行されます
- ・ 紫色の旧保険証は、10 月 1 日以降に裁断し破棄してください

※ 限度額適用・標準負担額減額認定証 (黄色)・限度額適用認定証 (青色) は現在お持ちのものを引き続きお使いいただけます

■ 一定以上所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

医療費の増大や現役世代の保険料負担の抑制のため、10 月 1 日から、一般所得者のうち一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が 2 割になります。



有効期限
セピア色です

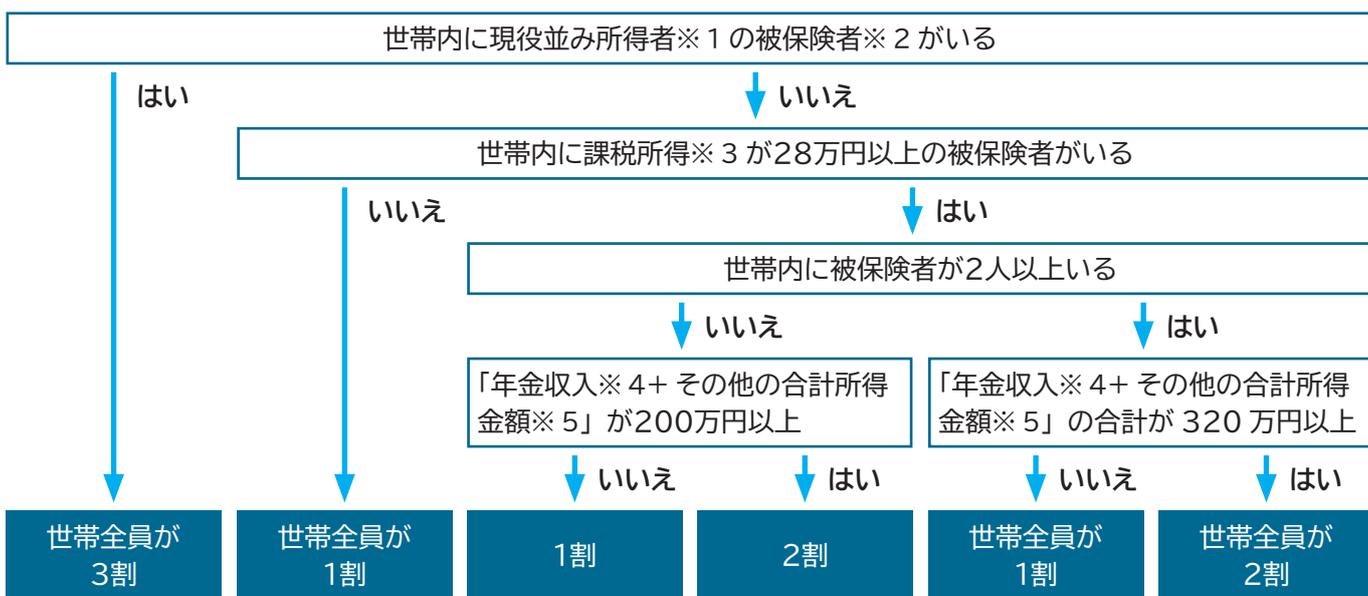
10 月からの負担金の割合

9月30日まで	10月1日以降
現役並み所得者 3割	現役並み所得者 3割
一般所得者など 1割	一定以上所得のある方 2割
	一般所得者など 1割

問い合わせ
医療保険課 医療福祉係
☎ 0299-48-1111 (内線 1106・1108)
茨城県後期高齢者医療広域連合
☎ 029-309-1212

■ 窓口負担割合 診断チャート

窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。



※ 1 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
 ※ 2 75 歳以上の後期高齢者医療保険の加入者 (65 歳 ~ 74 歳の一定以上の障害状態で広域連合から認定を受けた方を含む)
 ※ 3 前年の収入から給与所得控除や公的年金など控除、所得控除等を差引いた後の金額 (住民税通知書の課税標準の額) です。
 ※ 4 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※ 5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差引いた後の金額のことで。